

履行遅滞の場合における損害金等の見直しについて（契約約款の改正）

受注者の責めに帰すべき事由により工事及び監理業務が履行遅滞に陥ったときに、責めのある受注者に応分の負担を求める観点から、履行遅滞の場合における損害金等について見直し、契約約款を下記のとおり改正します。

記

1 改正対象となる約款

- ・ 工事請負契約約款
- ・ 土木工事監理業務委託契約約款
- ・ 建築工事監理業務委託契約約款

2 改正内容の趣旨

履行遅滞の場合における損害金等の条項を次のとおり改正する。なお、改正後の約款については、新旧対照表をご確認ください。

- （1）延滞違約金（監理業務においては損害金。以下同じ。）の算定方法を見直す。
- （2）延滞違約金とは別に、履行遅滞案件に関連する工事及び監理業務の工期延長に係る増加費用（契約金額の増加分）を受注者負担とする「増加費用負担条項」を追加する。

3 関連する工事及び監理業務について

契約が受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞となった場合、その履行遅滞により影響を受ける関連工事及び監理業務をいう。

具体例は下記のとおりである。ただし、下記例示以外に関連することが自明なものについても、これに含むものとする。

	< 建築・設備工事 >	< 土木工事 >
関連する工事 及び監理業務	<ul style="list-style-type: none">・ 建築本体工事・ 建築本体工事に伴う電気設備工事・ 建築本体工事に伴う空気調和設備工事・ 建築本体工事に伴う給排水衛生設備工事・ 建築本体工事に伴う植栽工事・ 建築本体工事に関連する解体工事・ 監理業務	<ul style="list-style-type: none">・ 土木工事・ 監理業務

4 工期延長に係る増加費用について

上記 3 のいずれかの工事及び監理業務が履行遅滞となったことにより生じる、関連する工事及び監理業務の工期延長に係る増加費用（契約金額の増加分）とする。【別紙参照】

5 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用する。

<新旧対照表（改正箇所抜粋）>

（工事請負契約約款）

現行	改正後
<p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第 43 条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から延滞違約金を徴収して工期を延長することができる。</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とし、請負代金額と相殺するものとする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき理由により、第 31 条第 2 項（第 37 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第 43 条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から延滞違約金を徴収して工期を延長することができる。</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とし、請負代金額と相殺するものとする。</p> <p>3 第 1 項の場合において、この契約に関連する工事及び監理業務の工期延長に係る増加費用が発生する場合は、発注者の請求により、前項の延滞違約金とは別に、受注者が当該増加費用を負担し、請負代金額と相殺するものとする。</p> <p>4 発注者の責めに帰すべき理由により、第 31 条第 2 項（第 37 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>

（土木工事監理業務委託契約約款）

現行	改正後
<p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第 30 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 27 条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。</p>	<p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第 30 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から本件監理対象工事のうち、部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とし、業務委託料と相殺するものとする。</p>

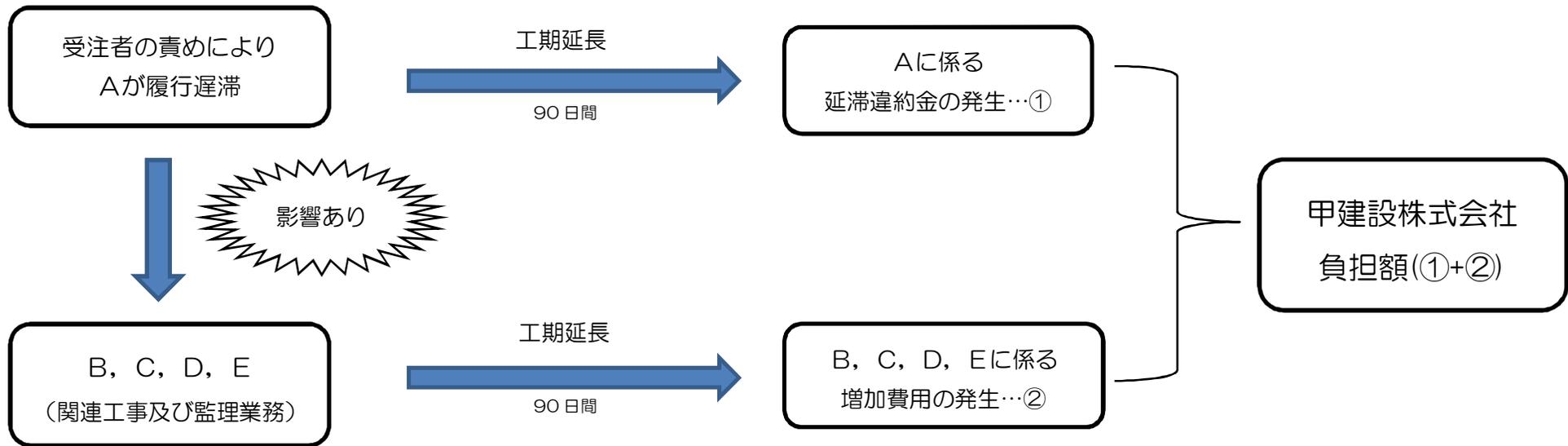
<p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 26 条第 2 項若しくは第 27 条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>3 第 1 項の場合において、この契約に関連する工事の工期延長に係る増加費用が発生する場合は、発注者の請求により、前項の損害金とは別に、受注者が当該増加費用を負担し、業務委託料と相殺するものとする。</p> <p>4 発注者の責めに帰すべき事由により、第 26 条第 2 項若しくは第 27 条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
---	--

(建築工事監理業務委託契約約款)

現行	改正後
<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第 30 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 27 条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 26 条第 2 項若しくは第 27 条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第 30 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から本件監理対象工事のうち、部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とし、業務委託料と相殺するものとする。</p> <p>3 第 1 項の場合において、この契約に関連する工事の工期延長に係る増加費用が発生する場合は、発注者の請求により、前項の損害金とは別に、受注者が当該増加費用を負担し、業務委託料と相殺するものとする。</p> <p>4 発注者の責めに帰すべき事由により、第 26 条第 2 項若しくは第 27 条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>

【別紙】受注者の責めによる履行遅滞に係る増加費用の想定事例

<p><甲建設株式会社が受注した建築本体工事（A）が履行遅滞となった場合></p> <p>A：建築本体工事（契約金額5億円）</p> <p>B：建築本体工事に伴う電気設備工事（契約金額1億5000万円）</p> <p>C：建築本体工事に伴う空気調和設備工事（契約金額7500万円）</p> <p>D：建築工事に伴う給排水衛生設備工事（契約金額5500万円）</p> <p>E：監理業務（契約金額2000万円）</p>	<p>＝</p>	<p><履行遅滞による増加費用（契約金額の増額分）></p> <p>A：90日履行遅滞と想定</p> <p>B：130万円増額（変更後契約金額1億5130万円）</p> <p>C：75万円増額（変更後契約金額7575万円）</p> <p>D：60万円増額（契約金額5560万円）</p> <p>E：230万円増額（変更後契約金額2230万円）</p>
--	----------	---



<甲建設株式会社の負担額>（部分引渡なしの場合）

- ①延滞違約金 = 契約金額（部分引渡控除なし）×支払遅延防止法の率（契約日時点）×延滞違約金算定起算日から完成日までの日数／365日
- $$= 5 \text{ 億円} \times 2.9\% \times 90 \text{ 日} / 365 \text{ 日}$$
- $$= \underline{3,575,342 \text{ 円}}$$
- ②増加費用 = 関連工事及び監理業務（B, C, D, E）の工期延長に要する増加費用（契約金額の増額分）
- $$= 130 \text{ 万円} + 75 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} + 230 \text{ 万円}$$
- $$= \underline{4,950,000 \text{ 円}}$$
- ∴甲建設株式会社の負担額＝延滞違約金＋増加費用 = **8,525,342 円**

※増加費用はあくまで想定事例です